

平成26年8月から

戸籍・住民票の 法人による第三者請求の確認方法が変わります

戸籍謄本等の請求に係る事務運用に基づいて平成26年8月1日から窓口での法人請求の権限確認方法が変わります。

戸籍請求時の必要書類（①および③または④については提出）

- ① 戸籍に関する証明書の請求書（注意点は下記のとおり）
 - ・請求者の住所 … 法人の事務所所在地
 - ・請求者の氏名 … 法人名、代表者の役職および氏名（代表者印または社印が必要）
 - ・使いみち … 裏面<<請求理由についてのお願い>>を参照のこと
 - ・窓口に来た人 … 請求者の方と同じ人の場合は記入不要
- ② 契約を証する書面
- ③ 代表者の資格を証する書面（代表者事項証明書等） ※ 発行日から3ヶ月以内のもの
- ④ ③の原本を提出できない場合 → ③の原本の提示と③の謄本（全部の写し）の提出
※ ③、④の詳細については裏面【代表者の資格を証する書面】を参照
- ⑤ 窓口に来る方が社員の場合 → 法人の代表者からの委任状または社員証
- ⑥ 窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証等）

住民票請求時の必要書類（①および③または④については提出）

- ① 住民票の写し等の交付請求書（注意点は下記のとおり）
 - ・請求者の住所 … 法人の事務所所在地
 - ・請求者の氏名 … 法人名、代表者の役職および氏名（代表者印または社印が必要）
 - ・使いみち … 裏面<<請求理由についてのお願い>>を参照のこと
 - ・窓口に来た人 … 請求者の方と同じ人の場合は記入不要
- ② 契約を証する書面
- ③ 窓口に来る方が法人の代表者本人の場合 →
代表者の資格を証する書面（代表者事項証明書等） ※ 発行日から3ヶ月以内のもの
- ④ ③の場合で、③の原本を提出できない場合 → ③の原本の提示と
③の謄本（全部の写し）の提出
※ ③、④の詳細については裏面【代表者の資格を証する書面】を参照
- ⑤ 窓口に来る方が社員の場合 → 法人の代表者からの委任状または社員証
- ⑥ 窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証等）

<<請求理由についてのお願い>>

「債権回収・保全のため」といった抽象的な記載だけではなく、どのような契約があり、住民票・戸籍謄本等をどのような目的で利用するのかを明らかにする必要があります。請求理由につきましては具体的な内容を詳しくご記入いただきますよう宜しくお願いいたします。

例)

「請求者（株式会社A金融）は、甲氏に対し、平成〇年〇月〇日、弁済期を平成〇年〇月〇日として金〇〇〇万円の金銭消費貸借契約を締結したが、約〇〇〇万円が弁済未了のまま甲氏が平成〇年〇月〇日に死亡したため、貸金返済を求めるにあたり、甲氏が記載されている戸籍によって相続人を特定する必要がある」など

※【代表者の資格を証する書面】について（戸籍・住民票請求時必要書類の③、④）

「代表者の資格を証する書面」とは「代表者事項証明書」等の
法務局で発行された公的な証明書を指します。

戸籍謄本等の請求時に添付していただく際は、発行日から3ヶ月以内の証明書で
原本を提出いただきますようお願いいたします。（原本を提出できない場合は
原本の提示および原本に相違ない旨を記載した謄本<全部の写し>の提出を要します）

（原本に相違ない旨を記載した謄本の記載例）

代表者事項証明書

商号 〇〇〇
本店 〇〇〇〇
代表者 〇〇〇〇〇

〇〇法務局 〇〇〇印

文言記載例

原本の写しに相違ありません。

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 代表者印

上記内容を記載し（手書きでもスタンプでも可）、
「代表者印または社印」を押印した謄本（全部の写し）を
お持ちください。

ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。